



先進的研究における研究倫理 ～我々の状況とこれから～

秋山 満昭（NTTセキュアプラットフォーム研究所）

吉岡 克成（横浜国立大学）

2018.1.25

- 世の中を変えるサイバーセキュリティ研究
 - ボットネットの観測/壊滅手法
 - Stone-Gross et al. (CCS'09), P2PWNEED (S&P'13)
 - SSL実装脆弱性発見手法
 - MalloDroid (CCS'12)
 - 高速ネットワークスキャン手法
 - ZMap (SEC'13), Censys (CCS'15)
- 世の中を変える研究成果を日本から発信したい。そのような研究ができるコミュニティを作りたい。
- 無責任に攻撃手法・脆弱性を公開するのではなく、責任ある研究者/技術者として、どのように倫理的に取り組めばよいか？

これまでの取り組み



- **2016年5月 MWS意見交換会**
 - 「Ethicsを議論しよう」: 議論の必要性を訴求
- **2017年1月 SCIS2017**
 - 「企画セッション」: 世界(欧米)の状況, 問題領域の構造、経験談を講演、パネルディスカッション
- **2017年6月 MWS意見交換会**
 - 「Research Ethics」: BoF形式でアクションプランを参加者と議論
- **2017年11月 JSPS 第192委員会公開シンポジウム**
 - 最新事例の共有、現状の課題、パネルディスカッション

これまでの取り組みから見えてきたこと



- 最先端のサイバーセキュリティ研究においては、研究倫理の考察と実践が十分にされている
 - CFP (USENIX Security, IEEE S&P等)
 - ガイドライン/ポリシーの準拠に加えて、事例に対応するための研究者自身の考察と実践
 - これができていない研究論文は難関会議では受理されない
- 日本において、サイバーセキュリティの研究倫理を十分に審査できる研究倫理委員会 (IRB) はほとんど存在しない
- 研究倫理とは、研究者各自が持ち合わせておくべき素養
 - ICTの進展にともない、誰も踏み入れたことがない・前例が十分でない倫理的領域が出てくる
 - 自身の研究の可否をIRBに対して任せるだけではなく、自身が適切にリスクと利益のバランスを勘案すべき

倫理的研究を実践するために



Innovative R&D by NTT

- Step1: 原理原則から学ぶ
 - **Menlo report**: 生物医学にける研究倫理の原則をまとめた Belmont Report をベースとして、サイバーセキュリティに拡張した文書
- Step2: 先人の経験から学ぶ
 - 難関学術会議における研究倫理を考慮した研究
 - 研究倫理の問題に直面した研究者の経験
- Step3: 自身の研究を研究倫理の観点から実践して論じる
 - ステークホルダ(利害関係者)の明確化、インパクトの見積もり、リスクの最小化努力、Responsible disclosureの実施
 - 自身の研究を総合的に正当化できるか？

- サイバーセキュリティの研究倫理に関するカ文書
 - 2012年に米国DHSが発行
 - 生命医学分野のBelmont reportが定める3原則をベースにICT研究に拡張
- 中核となる倫理原則
 - Respect for Persons (人格の尊重)
 - Beneficence (恩恵)
 - Justice (正義)
 - Respect for Law and Public Interest (法と公益の尊重)
 - 法令遵守、公共の利益を尊重
 - 説明責任(Responsible disclosure)と評価/実行手順の透明性



- 攻撃手法/脆弱性/セキュリティホールに対する責任ある情報開示
- ステークホルダが誰なのか、彼らに対する影響を考慮し、最善と考えられる方法で情報開示すべき
- 情報開示の種類
 - No disclosure, Private disclosure, Coordinated (vulnerability) disclosure, Limited/partial disclosure, Full disclosure
- Coordinated disclosure
 - 詳細情報をベンダに通知して対策を促し、対策が完了した後公表する
- 事例紹介
 - Yokoyama et al., RAID'16(横国大)
 - Korczynski et al., IMC'16(デルフト工科大)

- ケーススタディの積み上げ
 - 世の中へのインパクト・利益はケースバイケース
 - 実践して知見を積み上げるしかない
- Responsible disclosureの実践
 - 脆弱性報告手順(情報セキュリティ早期警戒パートナーシップ (IPA, JPCERT/CC))
 - “脆弱性”ではないが Responsible disclosure が必要な場合もあり、研究者が主体で実施しなければならない
- 知見共有の場
 - 十分なノウハウ蓄積は単一の組織では困難
 - 歴史ある巨大な研究機関だけが可能
 - 組織横断的な議論が望ましい
 - 学会横断的に進めるための仕組み

• 研究的意義とは何か？

- 研究倫理の議論が必要な研究においては、**攻撃手法や脆弱性を見つけたこと自体ではないはず**
 - それだけではトップ学術会議には受理されない
 - 売名のための発表であってはならない
- それを発見した工学的手法の研究的価値
 - 発見手法がわかれば広く世の中に恩恵がある
(e.g., 開発者自身がチェックできる, 開発段階で発見できる)
- Common pitfallとその根本的な対処方法を明らかにすることの研究的価値
 - 問題/対策を一般化して世の中に広めることにより後世に恩恵がある

- 学術界と産業界の連携によってはじめて実質的な対策ができる
 - 産業界を巻き込んで議論が必須
 - Grace period や responsible disclosureは業界毎に異なる
 - 産学の信頼関係構築にむけた研究者の努力
 - Responsible disclosureの遵守
 - 十分な“情報”と“猶予期間”
 - ワークアラウンドの提示

- 研究者個人として
 - 研究的意義を見出そう
 - 自身の研究を倫理の観点から実践し、説明しよう
- コミュニティとして
 - 議論・相談・知見が共有できる場を提供しよう